

マイナンバー制度の導入に伴う 特定疾患医療受給者証交付申請書 へのマイナンバー記入のお願い



マイナンバー制度とは

- マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方を含む)が持つ12桁の番号です。
- 社会保障・税・災害対策の分野で、共通の番号(マイナンバー)を導入することで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認し、個人の情報を正確かつ効率的に連携させるために活用されます。

特定疾患医療給付におけるマイナンバー利用について

- 申請書に記入していただいたマイナンバーは、県が他の機関と情報のやり取りを行うために利用されます。(これを「情報連携」といいます。)

【例】

⇒県が必要に応じて申請者の保険資格情報等を保険者に照会する。

- マイナンバーを利用できる事務や情報連携ができる内容はマイナンバー法で定められおり、それ以外での利用は禁じられています。

マイナンバーの記入が必要な申請書類

- 特定疾患医療受給者証交付申請書(様式第1号)
- 特定疾患医療受給者証記載事項等変更届(様式第4号)

マイナンバーの確認と身元確認書類について

- マイナンバーを記入した申請書等提出時には、他人の成りすまし等の不正行為を防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認は

- ①番号確認(マイナンバーが正しい番号であることの確認)
- ②身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)を行います。

それぞれ別紙の書類により確認をしますので、申請書等を提出する際には確認書類の提示又は写しの提出をお願いします。

マイナンバーを記入いただけない場合について

○マイナンバーの記入や本人確認書類の提示ができない場合でも、特定疾患医療受給者証の交付申請を行うことは可能です。

